

文部科学省退職者の私立大学への「天下り」問題に関する声明

2017年5月9日

日本私大教連中央執行委員会

1. 「最終報告」で全容は解明されていない

文部科学省（以下、文科省）の再就職等問題調査班は3月30日、「再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）」（以下、「最終報告」）を公表した。これにより、2010（平成22）年から2016年の間の「天下り」計62事案が国家公務員法の再就職等規制に違反することが明らかにされた。同時に、歴代事務次官、高等教育局長、私学部長等の幹部職員が、再就職等規制を潜脱する目的で文科省人事課OBを仲介役とした再就職あっせん構造の構築・運用に関与していたこと、さらには幹部職員や課員が仲介役を経由せずに直接的に再就職あっせんを行っていたことも認定された。その結果、現職者・退職者計43人への処分が決定し、国家公務員法違反の問題としては一つの決着を迎えつつある。

「天下り」がなぜ問題になるかは、言うまでもない。文科省は、私立大学等への予算措置、大学・学部・学科等の新增設や収容定員増等における認可、学校法人等への経営指導、改善勧告、閉鎖命令等の強い権限を有する監督官庁であり、学校法人等と非常に深い利害関係にある。したがって、監督官庁の文科省からすれば、早期勧奨退職者の受け皿を確保するという直接的利益を得るにとどまらず、退職者を通じて私立大学の運営に文科省の意向を反映させることを意図していたのではないかとの疑念をもたれる。他方、学校法人等からすれば、「天下り」を受け入れる見返りに、文科省から何らかの便宜を得ようとしたのではないかとの疑念をもたれる。そのような利益供与・便宜供与関係があってはならないことは当然だが、疑念をもたれること自体が文部科学行政や私立大学に対する社会的信頼を損なうこととなる。

しかし「最終報告」は、数多くの「天下り」事案について、あくまで現行の国家公務員法の再就職等規制に違反するか否かの観点で調査した結果にすぎない。さらに問われるべきは、非常に多くの文科省退職者が学校法人やそれが設置する私立大学等（以下、学校法人等）に「天下り」していることそのものの問題性である。なぜ学校法人等に文科省退職者が数多く「天下り」しているのか、その「天下り」は文科省と学校法人等とのどのような関係性において行われているのか、文科省退職者は「天下り」先の学校法人等でどのような役割を果たしているのか、また退職者が文科省と学校法人等の双方にどのような影響を及ぼしているのかなど、その実態はまったくと言っていいほど解明されていない。

今後、不祥事の再発防止策や再就職等規制の強化のあり方を検討するうえでも、文科省と学校法人等との適切な関係性を構築するうえでも、「天下り」実態の全容解明が不可欠である。

2. これまでに判明した学校法人等への「天下り」の実態

「最終報告」で違法と認定された62事案のうち、学校法人等が関わっているものは28事案と半数近くを占める。また、そのうち少なくとも17事案で、学校法人等の側から文科省に対して求人や退職者の推薦・紹介を依頼していることが明らかとなった。これらの中には、すでに学校法人等に再就職している文科省OBを介して、文科省と学校法人等が連絡・調整しているケースも少

なくない。また、文科省が学校法人等かいずれが主導したかは判然としないものも含め、学校法人等に再就職している文科省 OB の後任を補充しようとするケースも複数あった。「最終報告」からは、一部の学校法人等と文科省との間に、癒着・もたれ合いというべき不適切な関係があることが見て取れる。

しかしこれらは学校法人等への「天下り」実態のほんの一角を示しているにすぎない。内閣官房が公表している「国会公務員法等にもとづく再就職状況」では、現行の国家公務員法が施行された 2009（平成 21）年 1 月から 2016 年 9 月末までの間で、文科省管理職職員で退職後わずか 2 カ月以内に大学に「天下り」した者は 133 人、そのうち 114 人が学校法人等への「天下り」であり、圧倒的部分を占めている。しかもそのうちの 88 人が法人理事、学長、副学長、顧問、事務局長など、法人役員や大学執行部の重要なポストに就いているのである。さらに付け加えれば、上記 114 名のうち 29 名が文科省退職日の翌日に再就職を果たしている。

こうした「天下り」は、文科省もしくは文科省退職者と学校法人等との間に密接な相互依存関係がなければ成立し得ない。しかし、再就職等監視委員会も文科省の調査班も、これら事案のほとんどについて違法と認定していないため、これら「天下り」がどのような経緯でなされたかなどの情報はまったく開示されていない。再就職等監視委員会と文科省は、これら事案について違法ではないと判断した根拠資料を公表するなど、相応の説明責任を果たすべきである。同時に、これら「天下り」は違法でなければ適切と言えるのか否か、文科省が見解をまったく表明していないことも問題である。4 月 18 日には、文科省が「文部科学省先輩証」なる入構証を文科省 OB に延べ 1000 枚発行していたことが明らかとなった。「最終報告」はなぜかこのことに触れていないものの、今回の不祥事の原因として「現職職員が職員 OB に対して、現在の施策をはじめとした様々な情報提供を行うなど必要以上に気配りするといった（中略）組織風土がある」ことを指摘している。これらのことは文科省現職職員・OB、学校法人等が太いパイプでつながっていたことを示唆するものであり、冒頭で述べた疑念が杞憂ではないことを示している。

今回の「天下り」問題により、文部科学行政に対する信頼のみならず、私立大学全体への信頼も著しく損なわれた。信頼回復のためには「天下り」の全体像の解明が不可欠であり、文科省にはそれを行う責任がある。

3. 学校法人等への「天下り」が横行する背景

学校法人等が文科省の「天下り」を要職に受け入れてきた背景には、政府が 2000 年代初頭から展開してきた大学政策がある。政府は「産業競争力の強化」など「成長戦略」に大学を組み込むために、「大学改革」圧力を高め、関係法令の改正と種々の行政指導等を通じ、大学に対する直接的・間接的な介入を強めてきた。2014 年の学校教育法改正では、教授会を中心とした大学運営を「迅速な改革」の阻害要因と見立て、教授会が担うべき機能の縮減と学長権限の強化を図り、大学に「ガバナンス改革」を強要した。また「スーパーグローバル大学創成支援事業」など国策型の競争的予算を次々と新設・拡大するとともに、基盤的経費への予算措置においてさえも重点配分を拡大するなど、政策誘導を露骨に強化してきた。

とりわけ私立大学等については、国立大学に比して圧倒的に乏しい予算をさらに抑制・削減し、私立大学等の経常支出に占める補助割合を一貫して低下させ、2015 年度には 9.9% という 70 年代初頭レベルの低水準にまで落ち込ませている。さらに 2012 年度以降は、経常費補助のうち「大

学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する」一般補助を6年連続で削減するとともに、2013年度からはその中にまで選抜型の重点配分の仕組みを導入するに至っている。政府は、私立大学等の教育研究の維持・向上を支える財政基盤を掘り崩しながら、予算誘導により政府が要求する「改革」を迫り、政府の基準で大学の取り組みを評価・選別する政策を強化し続けているのである。

私立大学の経営環境は厳しさを増している。18歳人口の減少等により学生確保の厳しさが増し、一方で大学運営に必要な経費を学生の家計負担に求めることは限界に達している。教育の質向上のためのコストが膨らむ一方、国からの予算は増える見込みがない。財政状況は地方・中小規模大学を中心にじわじわと悪化している。そうした状況において、多くの学校法人等が重点配分予算・競争的予算の獲得を重要課題とするようになってきている。そのため学校法人等の中には、時々の政権や政府・文科省の意向を付度し、大学運営を方向づける傾向が急速に広がっている。

そうした中、少なくない学校法人等が文科省からの「天下り」を積極的に受け入れることで、改革競争や予算獲得競争において他より有利な位置に立つための情報やノウハウ、人脈を得ようとするのは自然な成り行きである。さらにすすんで学校法人等が、文科省が大学に求める「改革」を文科省退職者に主導してもらおうと考えてもなんら不思議ではない。

この間の大学政策が、文科省と学校法人等との不適切な関係性を醸成し、文科省から学校法人等への「天下り」を横行させる土壌となっていることは明らかである。

4. 大学政策と「天下り」の抜本の見直しを求める

現下の大学政策は上述したように、各大学における学術・研究・教育上の要請よりも、政府や経済界からの要求を各大学が「自主的に」重視するよう仕向ける性格を強く有し、それを推進する手段として大学運営を企業経営的な上意下達型に変更するよう迫るものである。そのため私立大学では、学校法人理事会と教職員、経営と教学との間に様々な軋轢や対立が生じ、教育研究の現場に混乱と疲弊がもたらされている。学生が不利益を被るケースさえ生まれている。たとえば、少なくない学校法人等では、政府・文科省の財政誘導に対応し予算を獲得するために、理事会や学長直轄組織が主導して、教授会など教育研究を担う教員集団の検討も経ずに、申請要件にある達成目標を一方的に導入し、「改革」を強硬に進めている。また一部の学校法人等は、カリキュラム編成や学部・学科の募集停止・改組など教学上の重要事項までも、教授会、ときには学長の意向さえも無視しトップダウンで進めている。

私立大学の自治、大学の「自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性」（教育基本法第7条）を尊重する観点に立てば、このような大学政策を推進してきた文科省の退職者が、学校法人等の要職に「天下り」することはきわめて問題である。

私たちは政府・文科省に対し、少なくとも学校法人等への「天下り」の全容が解明されるまでは、学校法人等への「天下り」を全面的に凍結するとともに、高等教育の7割以上を担う私立大学等が教育研究を維持・向上するのに必要な経費を十分に措置し、各大学が教育研究を直接担う教員集団の知見に立って自主的・自律的に運営することを尊重するよう、大学政策を抜本的に見直すことを強く求めるものである。同時に、私立大学を設置するすべての学校法人理事会に対し、学問の自由と大学の自治について認識を深め、文科省との利益供与や、癒着・なれ合いが疑われることのないよう厳格に対応することを強く求めるものである。